

富山市業務委託低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市が発注する業務委託の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項（同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定する場合に実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象となる入札)

第2条 対象となる入札は、富山市が発注する清掃及び設備保守点検等業務及び建設コンサルタント業務等の入札のうち、総合評価落札方式を適用する業務（以下「適用業務」という。）の入札とする。

(調査基準価格)

第3条 適用業務の入札に当たり、予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格調書にその価格を記載する。

2 清掃及び設備保守点検等業務の調査基準価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

3 建設コンサルタント業務等の調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の8.1（測量業務にあつては、10分の8.2、地質調査業務にあつては、10分の8.5）を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては、3分の2）を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(3) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

- エ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (4) 補償関係コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (5) 建築関係建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
 - ウ 特別経費の額
 - エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

(入札参加者への周知)

第 4 条 適用業務の入札公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

(失格基準価格)

第 5 条 予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格で入札した者のうち、当該入札参加者の入札価格が失格基準価格に満たない場合には、失格とする。

2 清掃及び設備保守点検等業務の失格基準価格は、予定価格に 10 分の 6.5 を乗じて得た額とする。

3 建設コンサルタント業務等の失格基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次に掲げる額の合計額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額
- イ 測量調査費の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額
- ウ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額
- イ 直接経費の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額
- ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

(3) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額
- イ 間接調査費の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

(4) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額
- イ 直接経費の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額

- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
- (5) 建築関係建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額に10分の8.5を乗じて得た額
 - イ 特別経費の額に10分の8.5を乗じて得た額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(落札者の決定の保留)

第6条 契約課長は、入札の結果、次条に規定する調査を実施する場合は、落札者の決定を保留する。

(調査の実施)

第7条 調査基準価格を下回る入札があった場合は、失格者を除き、第1号から第4号までの規定により調査を行う。

(1) 調査の対象となる者

調査基準価格に満たない価格で入札した者のうち、低入札価格調査の対象となる者は、総合評価落札方式における価格評価点と技術評価点の合計（以下「評価値」という。）が最も高く、第5条の規定による失格基準価格以上の価格で入札をした者（以下「調査対象者」という。）とする。この場合において、調査対象者が複数あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定する。

(2) 調査は、契約課及び適用業務の予算を所管する所属又は設計を所管する所属の職員のうち、各所属の長が指名した者（以下「調査担当者」という。）により行う。

(3) 調査の方法

前号の規定により指名された者は、調査対象者を落札者とした場合、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次号に定める項目について、調査対象者に対して資料の提出を求め、事情聴取を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号）を作成する。

(4) 調査項目

- ア 当該価格により入札した理由
- イ 手持ち業務の状況
- ウ 当該業務の履行場所と入札者の事業所との関連（地理的条件）
- エ 業務に必要な備品等の保有状況
- オ 労務者の供給見通し及び履行体制
- カ 入札価格の積算内訳
- キ 再委託予定事業者及びその契約予定金額
- ク 過去に履行した同種又は類似業務の名称及び発注者並びに契約金額
- ケ 直近の経営状況
- コ その他調査担当者が必要と認める事項

(5) 調査対象者の責務

調査対象者は、第3号の事情聴取のため、入札価格調査票（様式第2号）及び入札価格の積算内訳を、調査担当者から依頼があった日の翌日から起算して3日以内（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に提出しなければならない。

（低入札価格審査会の設置）

第8条 次条第2項に規定する審査を行うため、低入札価格審査会を設置する。

- 2 低入札価格審査会は、財務部次長、適用業務の予算を所管する部局の次長又は設計を所管する部局の次長、契約課長及び適用業務の予算を所管する所属の長又は設計を所管する所属の長並びに会長が指定する職にある者で構成し、会長は財務部次長をもって充てる。

（低入札価格審査会の審査及び意見の表明）

第9条 契約課長は、低入札価格調査書を前条第1項に規定する低入札価格審査会に提出し、意見を求める。ただし、調査担当者が行う低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合には、意見を求めないことができる。

- 2 低入札価格審査会は、契約課長から意見を求められたときは、必要な審査を行い、意見を表明する。

（落札者の決定）

第10条 契約課長は、低入札価格審査会が表明した意見に基づき、調査対象者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、当該調査対象者を落札者とする。

- 2 契約課長は、低入札価格審査会の表明した意見に基づき、調査対象者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、当該調査対象者を落札者とせず、当該調査対象者の次に評価値が高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。
- 3 前項に規定する場合において、次順位者が調査基準価格に満たない価格で入札した者であるときは、第7条及び前条並びに第1項の規定による手続（次項において「落札者決定手続」という。）を経て、落札者とするか決定する。
- 4 前項の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、次順位者の次に評価値が高い者（調査基準価格に満たない価格で入札した者に限る。）から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定する。

（入札参加者への通知）

第11条 契約課長は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札者の商号又は名称及び落札金額を公表するとともに、落札者に通知する。

（調査基準価格の公表）

第12条 調査基準価格は、落札者の決定後、公表する。

附 則

この要領は、令和7年4月14日から施行する。

(様式第1号)

低 入 札 価 格 調 査 書

調査担当者 契約課
課

調査書作成日 年 月 日

契約番号		業 種		開札日	年 月 日 時 分	
業務名						
業務概要						
履行場所				履行期限	年 月 日	
調査対象者						
予定価格	円		入札価格	円 (予定価格の %)		
調査基準価格	円		失格基準価格	円		
調 査 結 果	1 当該価格で入札した理由 (なぜ安価に履行できるのか。)					
	2 労務者の具体的な供給見通し					
	3 経営状況					
	4 その他			市発注業務の受注実績等		
				年度	指名・ 参加等	契約
(意見)						

入札価格調査票

提出日

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

業務名

ア	当該価格で入札した理由 (※1)(なぜ安価に履行できるのか。)					
イ	労務者の供給見通し及び 履行体制					
ウ	手持ち業務の状況	発注者	業務名	契約金額 (千円)	履行期間	業務責任者 配置技術者
エ	再委託予定者及びその契 約予定金額(※2)	再委託予定者	再委託業務内容		契約予定金額	
オ	業務責任者 配置予定技術者					

(様式第 2 号)

		発注者	業務名	契約金額 (千円)	履行期間	業務責任者 配置技術者
カ	過去に履行した同種又は 類似業務の名称及び発注 者					

記入要領

※1 労務費、手持ち業務の状況、当該業務の履行場所と事務所との関係、業務に必要な備品等の保有状況及び再委託者等の協力等について記載すること。

※2 予定している再委託者の押印がある見積書等の積算根拠を添付すること。

※3 この調査票と入札価格の積算内訳を、市から依頼があった日の翌日から起算して3日以内（日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。）に提出すること。